

令和３年度 裾野市における障害者優先調達方針

1. 目的

本市では、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下「障害者優先調達推進法」という。）」第９条の規定に基づき、毎年度、「障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）」を定める。

本市の事務、事業における障害者就労施設等からの物品等の調達を総合的かつ計画的に推進し、障害者就労施設等の受注の増進を図り、障害者の就労支援並びに自立と社会参加の促進に資することを目的とする。

2. 用語の定義

この調達方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

3. 適用範囲

この調達方針は、裾野市に属する全ての組織（以下「市の組織」という。）に対し適用するものとする。

4. 障害者就労施設等が供給する物品等の調達の目標

令和３年度に本市が達成すべき優先調達の目標は、以下のとおりとする。

種別	調達品目	調達目標	令和２年度 実績
物品	食品類、啓発用品 小物雑貨類（授産製品等）	令和２年度 実績以上	1,197 千円
役務	草刈・清掃作業 軽作業、美化活動	令和２年度 実績以上	304 千円

5. 調達の推進方法

- （１）この調達方針の担当課は障がい福祉課とし、障害者就労施設等が提供可能な物品等について情報を収集し、市の組織に提供する。
- （２）市の組織は、障害者就労施設等への発注が前年度実績を上回る発注となるよう、発注可能な物品等について積極的に発注するよう努める。
- （３）障害者就労施設等への優先調達にあたっては、調達品目に限ることなく、幅広い品目について調達の可能性を検討する。

6. 調達方針及び調達実績の公表

- （１）本市における調達方針を作成したときは、市ホームページ等により、公表する。
- （２）調達の実績については、当該年度終了後概要を取りまとめ、市ホームページ等により、公表にする。

7. その他

障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に資するよう、必要に応じて調達方針の見直しを行うものとする。